

望ましい林業構造の確立（拡充）

〈強い林業・木材産業づくり交付金〉

1 趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定されている林業・木材産業構造改革プログラム（以下「都道府県構造改革プログラム」）に即し、経営や施業の担い手を育成し、望ましい林業構造を実現させるための対策として、林業経営や施業の効率化を図るための施設等の整備を実施する。

2 事業内容

都道府県構造改革プログラムに即した望ましい林業構造を実現させるための対策として、森林施業の集約化を図り、持続的な林業生産活動を推進するため、作業道の整備と高性能林業機械（貸付用を含む）の導入など林業の生産性の向上に資する施設を中心とした整備を実施。また、構造対策のために必要な所得の向上等に資する森林空間活用施設等の整備も必要に応じて実施。

なお、森林組合が実施主体の場合、収支を伴う施設については中核組合に相当するものに限定。

また、沖縄における森林資源の状況や林業構造等の特性に応じて、地域における林業経営の安定化、地域内の林産物の供給体制の整備等を図るための作業道の整備、林業生産機械、林産物加工施設、特用林産物加工施設、森林空間活用施設等を整備。

3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、第三セクター、農協、PFI事業者、林業事業体（注）、等

（注）林業事業体とは、年間3,000m³程度以上の素材を安定的・計画的に供給可能な規模の集約化に取り組み、

初年度20人以上の森林所有者と長期（5年以上）の施業委託契約等を締結する事業体をいう

4 交付率 定額（1／2、1／3等）

5 事業実施期間 平成17年度～21年度（5年間）

6 平成18年度概算決定額

強い林業・木材産業づくり交付金 6,990,037千円の内数（7,809,406）千円の内数
（担当：林野庁経営課）